

第七十七回 参議院建設委員会會議録第四号

昭和五十一年三月三十一日(水曜日)
午後二時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

委員長	理事	委員																							
中村 波男君	大森 久司君	坂野 重信君	増田 盛君	沢田 政治君	遠藤 要君	上條 勝久君	古賀雷四郎君	寺下 岩藏君	中村 禎二君	望月 邦夫君	山内 一郎君	小谷 守君	松本 英一君	吉田忠三郎君	二宮 文造君	矢原 秀男君	上田耕一郎君	春日 正一君	竹下 登君	建設大臣	建設大臣官房長	建設省住宅局長	事務局側	常任委員会専門員	村田 育二君

措法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村波男君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、本案の趣旨説明を聴取いたします。竹下建設大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(以下、農住法と申させていただきます)は、本案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

農住法は、昭和四十六年第六十五回国会で満場一致で可決成立した法律でありまして、その目的とするところは、住宅不足の著しい都市地域において農地所有者等による適正な家賃の賃貸住宅の供給と市街化区域の水田を主とした農地の宅地化を促進しようとするものであります。その適用期限は昭和五十一年三月三十一日までとなっております。

農住法に基づく賃貸住宅の建設は逐年増加しておりますが、さらにこの制度の趣旨が農地所有者等に浸透するとともに、この制度による賃貸住宅の経営の機運は盛り上がりつつあります。

一方、三大都市圏を中心とした都市地域における住宅対策の推進はなお大きな課題であり、この制度は現在においても重要な役割を持っていますと考えられます。これを総合的に勘案し、農住法の適用期限の延長を図ることが必要であると考へた次第であります。

以上がこの法律案を提案した理由であります。が、次にその要旨を申し上げます。

第一に、住宅不足の著しい都市地域において農地所有者等がその農地を転用して行う賃貸住宅の

建設等に要する資金について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことのできる期限を三カ年延長し、昭和五十四年三月三十一日までとしたしております。

第二に、昭和五十四年三月三十一日において現に賃貸住宅を建設するために宅地造成に関する工事が行われている土地に建設される賃貸住宅に係る融資につきましては、政府が利子補給契約を結ぶことのできる期限を昭和五十六年三月三十一日まで延長することとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(中村波男君) この際、理事会の申し合わせにより一言申し上げます。

本法律案は、住宅不足の著しい地域における良好な居住環境で適正な家賃の賃貸住宅の供給の促進等を図るため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する契約を結ぶことのできる期間を延長しようとするものであります。本法律案の十分な審議が望まれるものであります。

しかし、現行法による措置が三月三十一日をもって期限切れとなるため、諸般の事情により、本日当委員会において採決を行うこととしたしましたが、この措置はやむを得ざるものであり、これを前例としないこととし、後日住宅対策等につきましても十分な審議を重ね、国民の負託にこたえてまいりたいと存じます。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もないようでありますから、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村波男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(中村波男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、公営住宅に関する請願(第五六四号)

第五六四号 昭和五十一年二月二十六日受理
公営住宅に関する請願(二通)

請願者 石川県金沢市上荒屋四ノ七八 安

井英一外二千五百二十四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公営住宅に関する請願(第七七五号)

第七七五号 昭和五十一年三月三日受理

公営住宅に関する請願

請願者 東京都足立区青井四ノ三七ノ四

○ 樋口榮外千九十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、公営住宅に関する請願(第二三八〇号)

二、地代、家賃、間代の負担軽減に関する請願
(第一四八三号)

第一三八〇号 昭和五十一年三月十二日受理
公営住宅に関する請願

請願者 大阪府高槻市深沢町二ノ一九ノ一
五 川上佐市外千二百二十二名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一四八三号 昭和五十一年三月十三日受理

地代、家賃、間代の負担軽減に関する請願

請願者 横浜市中区常盤町二ノ一高永ビ
ル内日本共産党横浜市委員会人
権・生活防衛対策委員会内 陶山
圭之輔

紹介議員 春日 正一君

横浜市民の五世帯に一世帯は住宅困窮世帯と言わ
れており、特に旧市街地には借地、借家、借間住
まいの市民が多く、戦後三十年たつた現在、「更
新料」や五十一年度「評価替え」のため、地代、家
賃、間代の不当な便乗値上げに生活と営業が脅か
されているから、次の措置をとりたい。

一、土地評価額変更時に、不当な便乗値上げが行
われないよう関係省庁は、地方自治体に通達を
出すこと。
二、固定資産税は、大企業に制限税率いづばいの
百分の二・一まで課税し、勤労市民の土地建物
に対しては、減免すること。
三、収入の一定割合を超える家賃、間代負担額を
所得から控除する減税措置をとること。
四、勤労者の生活と経営に必要な不動産取得税、

相続税の減免を行うこと。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨
時措置法の一部を改正する法律案

第二号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
ニ 四 三 時に	特に
五 四 一 また。	また、
第三号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
ニ 四 七 ことと	ことと